

日高市低入札価格調査制度実施要領

平成30年 3 月 1 日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、品質の低下や下請業者等へのしわ寄せを未然に防止し、工事の適正な履行の確保を図るため、市が発注する低入札価格調査制度を適用する建設工事（以下「工事」という。）の入札において、落札者（日高市事後審査型一般競争入札要領（平成26年 6 月27日市長決裁）に規定する落札候補者を含む。以下同じ。）を決定する方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査 次に掲げる事項を判断するために実施する調査をいう。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無

イ 令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無

(2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

(3) 失格基準価格 第1号ア及びイに掲げる令に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。

(4) 数値的判断基準 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の計上が適切でなく、第1号ア及びイに掲げる令に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準をいう。

(5) 低価格入札者 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者をいう。

(6) 失格 令第167条の10第1項又は令第167条の10の2第2項（それぞれ令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者としなことをいう。

(7) 入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。

(8) 総合評価方式 令第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込をした者を落札者とする方式をいう。

(9) 上限値 第4条第1号ただし書及び同条第2号における10分の9.2をいう。

(10) 下限値 第4条第1号ただし書及び同条第2号における10分の7.5をいう。

(11) 一次下請業者 低入札価格調査の対象となった工事において、第12条第1項の低入札価格調査対象者と建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約を締結する者又は下請契約を結ぶ予定の者で同条第3項に規定する建設業者をいう。

(12) 閉庁日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までをいう。

（対象となる入札）

第3条 低入札価格調査制度の対象は、工事の入札のうち、次に掲げるものとする。

(1) 総合評価方式による入札

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた入札

（調査基準価格の設定）

第4条 調査基準価格は、次により定めるものとする。

(1) 次のアからエまでに掲げる額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等 その予定価格算出の基礎となった額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特別なものと認めた場合については、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額とする。
- (3) 第1号の規定による算出に当たっては、同号アからエまでに掲げる額を合計した段階で1,000円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。
- (4) 第1号ただし書及び第2号の規定による算出に当たっては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、第1号本文の規定による端数整理後の合計額が予定価格の税抜きに下限値を乗じて得た額を下回る場合又は同号ただし書きの規定により下限値を使う場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。

(失格基準価格の設定)

第5条 失格基準価格は、次により定めるものとする。

- (1) 次のアからエまでに掲げる額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該10分の7を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の7.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の7.5を乗じて得た額

ウ 現場管理費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の7.5を乗じて得た額

エ 一般管理費等 その予定価格算出の基礎となった額に10分の5を乗じて得た額

- (2) 前号の規定にかかわらず、前条第1号ただし書の規定により調査基準価格を定めた場合は、その額に前号に規定する算定式により求めた額を前条第1号本文に規定する算出式により求めた額で除して得た割合（小数点以下3位未満は、四捨五入とする。）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、前条第2号の規定により調査基準価格を算出式

によらず定めた場合は、調査基準価格を下回る範囲で、市長が定める額とする。

ただし、その額は、予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回らない額とする。

(4) 第1号の規定による算出に当たっては、第1号アからエまでに掲げる額を合計した段階で1,000円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

(5) 第2号の規定による算出に当たっては、割合についてはそれぞれ税抜きの1,000円未満の端数を切り捨てた額で計算を行うものとし、割合を乗じて得た額の1,000円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。

(6) 第1号ただし書及び第2号ただし書の規定による算出に当たっては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 失格基準価格は、特殊性の高い工事等、市長が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

(数値的判断基準の設定)

第6条 数値的判断基準は、次により定めるものとする。

(1) 次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれアからエまでの額とする。

ア 直接工事費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の7.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の7.5を乗じて得た額

ウ 現場管理費 その予定価格算出の基礎となった額に10分の7.5を乗じて得た額

エ 一般管理費等 その予定価格算出の基礎となった額に10分の5を乗じて得た額

(2) 前号の規定にかかわらず、前条第1項第1号ただし書の規定により失格基準価格を定めた場合は、前号アからエまでに定めるそれぞれの額に、当該失格基準価格の額を前条第1項第1号本文に規定する算定式により求めた額で除して得た割合（小数点第3位以下を切り捨てるものとする。）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、前条第1項第2号の規定により失格基準価格を

定めた場合は、前号アからエまでに定めるそれぞれの額に、当該失格基準価格の額を前条第1項第2号本文に規定する算出式により求めた額で除して得た割合（小数点第3位以下を切り捨てるものとする。）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(4) 前3号の規定による算出に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てることとする。

2 第4条第2号の規定により調査基準価格を算出式によらず定めた場合は、数値的判断基準は設けないものとする。

3 数値的判断基準は、市長が数値的判断基準を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

（予定価格書への調査基準価格等の記載）

第7条 予定価格書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「〇〇円（税抜き）」と記載するものとする。

2 失格基準価格を設けたときは、失格基準価格についても、前項の例により予定価格書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 低入札価格調査の対象となった工事の入札の執行に当たっては、入札公告等に次に定める事項を記載するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 第12条第1項の低入札価格調査対象者がいたときは、低入札価格調査を実施した上で、落札者とするか否かを決定すること。

(3) 失格基準価格の設定の有無

(4) 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格となること。

(5) 数値的判断基準を設定しないときは、その設定がないこと。

(6) 数値的判断基準の額を下回る場合は、失格となること。

(7) 失格者を除く低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。

(8) 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。

(9) 第16条に規定する低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関する事項

(落札者決定の保留)

第9条 契約事務担当課長は、入札の結果、低価格入札者がいたときは、落札者決定を保留する。

(失格基準価格による判定)

第10条 低価格入札者のうち、失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格とする。

(数値的判断基準による判定)

第11条 低価格入札者のうち失格基準価格以上の価格をもって入札をした者が、入札時に提出した入札金額見積内訳書における直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの額が、数値的判断基準の額を下回る場合は、その者は失格とする。

(低入札価格調査対象者に対する調査の実施)

第12条 契約事務担当課長は、第10条及び前条の規定により失格とする者を除く低価格入札者（以下「低入札価格調査対象者」という。）に対し、調査の実施を通知し、別表に掲げるものを標準とする確認資料（以下「調査確認資料」という。）又は調査確認資料の提出に代わる申出書の提出を求めるものとする。

2 調査確認資料の提出があったときは、工事担当課長は、契約事務担当課長から調査確認資料の送付を受け、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を調査するものとする。

3 契約事務担当課長及び工事担当課長は、調査において必要があると認めるときは、低入札価格調査対象者からの事情聴取及び関係機関への照会を行うことができる。

4 工事担当課長は、第1項の通知をした日の翌日から起算して、閉庁日を除く原則5日以内に、第2項の調査の結果を契約事務担当課長に報告するものとする。

5 契約事務担当課長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を日高市建設工事等資格・指名委員会規程（平成17年訓令第4号）に規定する日高市建

設工事等資格・指名委員会（以下「指名委員会」という。）に報告するものとする。

（低入札価格調査対象者に対する並行調査）

第13条 契約事務担当課長は、複数の低入札価格調査対象者がいる場合においては、第1順位者（低入札価格調査対象者のうちの最低価格入札者（総合評価方式による入札においては、評価値が最も高い者）をいう。以下同じ。）のほか、調査基準価格との乖離の状況や総合評価方式における評価値を勘案した上で、次順位以降の複数の低入札価格調査対象者に対し、並行して調査を実施できるものとする。

（落札者の決定）

第14条 指名委員会は、第12条第5項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、落札者とするか失格とするかの決定を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、指名委員会の審査を待たずに、当該低入札価格調査対象者を失格とする。

（1）低入札価格調査対象者が調査確認資料の提出に代わる申出書を提出した場合

（2）低入札価格調査対象者又は一次下請業者が法令により社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等をいう。）に加入する必要があるにもかかわらず、全部又は一部の社会保険等に加入していない場合

3 第1項の審査は、第1順位者から順次行い、落札者を決定したときは、次順位以降の者の審査は行わないものとする。

4 指名委員会は、第12条第1項の通知をした日の翌日から起算して、閉庁日を除く原則14日以内に、審査結果を契約事務担当課長に通知するものとする。

（失格となった低入札価格調査対象者への通知）

第15条 契約事務担当課長は、前条第4項の通知があったときは、直ちに指名委員会の審査により失格とされた低入札価格調査対象者に対し、落札者としめない旨を文書により通知するものとする。

（低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定）

第16条 低入札価格調査を経て契約を締結する工事にあつては、次の各号を適用するものとする。

- (1) 主任（監理）技術者は、請負代金の額にかかわらず専任とし、日高市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第5項に定める現場代理人と主任（監理）技術者との兼務は、認めないこと。
- (2) 契約約款第4条第2項に規定する契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (3) 前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とすること。

（監督体制等の強化）

第17条 低入札価格調査を経て契約を締結する工事にあつては、重点的な監督業務や厳格な検査を実施する等、監督体制等を強化する。

（様式等）

第18条 この要領の施行について、必要な各種調査及び報告等の様式は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月7日市長決裁）

- 1 この要領は、令和元年5月23日から施行する。
- 2 改正後の日高市低入札価格調査制度実施要領の規定は、この決裁の施行の日以後に公告し、又は指名通知する一般競争入札又は指名競争入札から適用し、同日前に公告し、又は指名通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日市長決裁）

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の日高市低入札価格調査制度実施要領の規定は、この決裁の施行の日以後に公告し、又は指名通知する一般競争入札又は指名競争入札から適用し、同日前に公告し、又は指名通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日市長決裁）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の日高市低入札価格調査制度実施要領の規定は、この決裁の施行の日以後に公告し、又は指名通知する一般競争入札又は指名競争入札から適用し、同日前に公告し、又は指名通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 30 日市長決裁）

- 1 この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の日高市低入札価格調査制度実施要領の規定は、この決裁の施行の日以後に公告し、又は指名通知する一般競争入札又は指名競争入札から適用し、同日前に公告し、又は指名通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 4 月 22 日市長決裁）

- 1 この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の日高市低入札価格調査制度実施要領の規定は、この決裁の施行の日以後に公告し、又は指名通知する一般競争入札又は指名競争入札から適用し、同日前に公告し、又は指名通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

別表（第12条関連）

確認事項	確認資料
1 低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関すること	技術者の配置計画 配置予定技術者の資格等
2 入札金額の決定理由	入札金額の決定理由、数値的根拠
3 入札金額見積内訳書の内容	入札金額見積内訳書 代価表等
4 下請予定の状況	下請予定業者等一覧 下請業者等からの見積書 下請相手が未定の場合は予定額の内訳等
5 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況	手持ち工事一覧 契約書又はコリンズの工事カルテ等
6 同種・類似の手持ち工事の状況	手持ち工事一覧 契約書又はコリンズの工事カルテ等
7 入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的關係	地図 営業所一覧等
8 手持ち資材の状況	手持ち資材一覧 資材の購入伝票等
9 手持ち機械の状況	手持ち機械一覧 使用する重機の車検証等
10 資材等購入予定先及び入札者と資材等購入予定先との関係	資材購入先一覧 資材業者からの見積書等
11 労務者の具体的調達見通し	労務者確保計画 現場付近の営業所の職員名簿等
12 過去（当該年度及び前年度）に施工した公共工事（同種・類似）の実績	契約書又はコリンズの工事カルテ
13 過去（当該年度及び前年度）に施工した公共工事（同種・類似）の成績	工事成績評価結果通知書等
14 下請代金及び資材代金等の支払遅延、不払い等の状況	過去の工事に係る下請契約書、支払いを証する領収書、振込証明書等
15 社会保険等の加入状況	社会保険等の加入状況通知書、社会保険等の適用除外に関する誓約書等
16 その他必要な事項	その他必要と判断される資料